## 商品概要説明書

## 秋冬キャンペーン 2025 定期貯金<単利型>

(2025年10月16日現在)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
商品名	・秋冬キャンペーン 2025 (ATM・ネットバンク限定)	
募集総額	・50 億円	
	※募集総額に達した場合、取扱期間中であっても募集を締め切らせていただく	
	場合があります。	
	・2025年10月16日(木)~2025年12月30日(火)	
販売対象	・個人の方の新規お預け入れ	
預入期間	・定型方式	
197 (79)[11]	1年	
	・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなり、「スーパー定期貯	
	金(単利型)」としての継続となります。	
   預入方法	並(単列至/」としての権就となります。	
_ · ·	- 4 TMオをはウェレバンクかとの「妊娠す	
(1) 預入方法	・ATMまたはネットバンクからの一括預入	
(2) 預入金額	• 10 万円以上	
(3) 預入単位	· 1 円単位	
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息		
(1)適用金利	- 年 0.50%の利率を満期日まで適用します。	
	※市場の動向により、キャンペーン期間内に金利を変更する場合があります。	
	・自動継続後の適用金利は、継続時の対象スーパー定期貯金(単利型)の店頭	
	表示金利を適用します。	
(2)利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。	
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。	
(4)税金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。	
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。	
   (5)金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
手数料		
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。	
11334 ( C @ 143/13 11 X	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)	
	・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いは、A	
	TM(限度額方式)でのお預け入れでご利用いただけます。	
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳	
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた	
	だくサービス)がご利用になれます。	
<b>力冷級約時の取扱い</b>	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)	
中途解約時の取扱い		
	により計算した利息とともに払い戻します。	
	(1)1年ものの定型方式	
	① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率	
	② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50%	
貯金保険制度	・保護対象	
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険	
	法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう	
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を	
	満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険に	
	より保護されます。	
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につき	
紛争解決措置の内容	ましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0265	
	- 72-6134)にお申し出ください。当JAでは規則の制	
	定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に	
	努め、苦情等の解決を図ります。	
	74 ( ) HIM A (MINICH ) ON / 0	

		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。上記当 $JA$ 金融部または $JA$ バンク相談所
		にお申し出ください。
		なお、直接お申し立ていただくことも可能です。
		東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
		「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
		らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
		セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
		ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
		移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
		のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
		東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	·満期日以降の	)利息は解約日または書替継続時における普通貯金利率により計
	算します。	

- ※この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。
- ※上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金(単利型)」と同様の取り扱いとなります。
- ※お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A上伊那